

国の生活困窮者支援策の申請期限延長等について

令和4年4月26日付で厚生労働省社会・援護局より、以下について事務連絡があった。

1 緊急小口資金及び総合支援資金（いずれも特例貸付）

①特例貸付の申請受付期間の延長

- ・緊急小口資金の特例貸付及び総合支援資金の特例貸付の初回貸付について、令和4年6月末までとしていた申請期限を令和4年8月末日まで延長とする。

【参考】特例貸付の累計進達数（令和2年3月から令和4年4月末日まで）

緊急小口	1,478件	
総合（延長・再貸付含む）	2,039件	合計 3,517件

②特例貸付の償還据置期間の延長

- ・①に伴い、令和4年4月以降における緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付）の各特例貸付の申請分については、償還免除の判定を令和5年度の住民税非課税によるものとし、据置期間を令和5年12月末日まで延長する。【1年間の延長】

2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

○申請受付期間の延長

- ・令和4年6月末日までとしていた申請期限を令和4年8月末日まで延長する。

○求職活動等要件の緩和

- ・受給者が行う必要のある求職活動等の要件が以下のとおり緩和された。事務連絡発出日の4月26日から適用。

従前：月1回以上の自立支援機関への相談
月2回以上の公共職業安定所での職業相談
週1回以上の企業等への応募

変更後：月1回以上の自立支援機関への相談
月1回以上の公共職業安定所での職業相談
月1回以上の企業等への応募

- ・その他の要件については変更なし

【参考】申請及び決定件数（令和3年7月～令和4年4月末 速報値）

申請件数（再支給含む）	270件
決定件数（再支給含む）	278件

3 住居確保給付金

○特例再支給の申請受付期間の延長

- ・住居確保給付金の特例再支給（既に受給した方への2回目の支給。最大3か月）について令和4年6月末日までとされていた申請期限を令和4年8月末日まで延長する。
- ・職業訓練受講給付金との併給も、引き続き令和4年8月末日まで認める。

○求職活動等要件の緩和

- ・受給者が行う必要のある求職活動等の要件が以下のとおり緩和された。
 - 従 前：月1回以上の自立支援機関への相談
月2回以上の公共職業安定所での職業相談
週1回以上の企業等への応募
 - 変更後：月1回以上の自立支援機関への相談
月1回以上の公共職業安定所での職業相談
月1回以上の企業等への応募
- ・その他の要件については変更なし

【参考】支給のべ件数及び特例再支給決定件数

(令和3年4月～令和4年4月末 速報値)

支給のべ件数（初回・延長・再・再々延長含む）	1,578 件
特例再支給（2回目支給）決定件数	261 件